

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。上限額を超えて支払った金額は、高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日払い戻します。

配慮措置が適用される場合の計算方法

《例》1か月の医療費全体が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ③－④	2,000円



▶同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。

高額療養費の振込先口座の事前登録について

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月中に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

書類は必ず郵送でお届けします

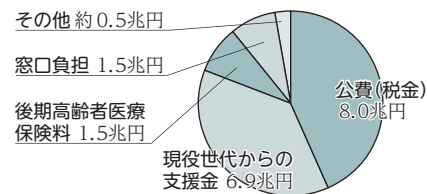
- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問でキャッシュカード、通帳等をお預かりすること、口座情報登録やATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や、警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳
総額約18.4兆円※令和4年度予算案ベース



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問合せは

- ▶医療費の自己負担割合の見直しに関するお問合せ
 - ・茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213
 - ・役場国保年金課 ☎029-885-0340（内）115
- ▶今回の制度改正の見直しの背景等に関するお問合せ
 - ・厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

■問合せ 国保年金課☎029-885-0340（内）115

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年9月30日まで	
区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



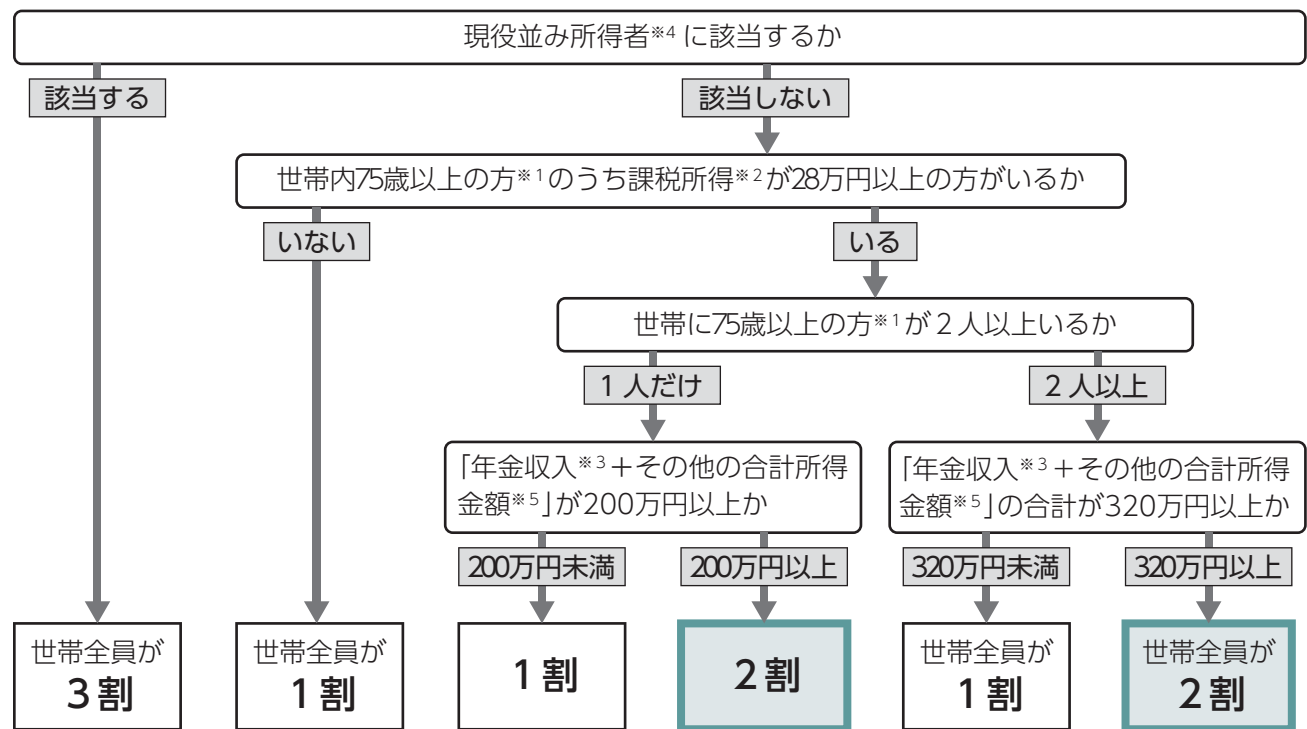
令和4年10月1日から	
区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

- ・現役並み所得者（3割負担）の条件は変わりません
- ・住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。令和3年中の所得をもとに、令和4年8月中旬頃から判定が可能となるため、9月中に新しい被保険者証を送付します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは…75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 「課税所得」とは…住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。